更生手続における包括的禁止命令

平成２２年（ミ）第１号

大阪市北区兎我野町９番15号
開始前会社　株式会社ホテル関西

主文　すべての更生債権者等は、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の財産に対し、会社更生法24条１項２号に規定する強制執行等及び同条２項に規定する国税滞納処分をしてはならない。

平成22年１月29日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（ミ）第２号

大阪市北区兎我野町９番15号
開始前会社　株式会社関西エコノミー

主文　すべての更生債権者等は、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の財産に対し、会社更生法24条１項２号に規定する強制執行等及び同条２項に規定する国税滞納処分をしてはならない。

平成22年１月29日
大阪地方裁判所第６民事部

監 督 命 令

平成２２年（再）第１号

神戸市中央区八幡通４丁目１番17号
再生債務者　プロビデンス神戸株式会社

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　神戸市中央区多聞通２丁目１番７号法友会館４階　多聞法律事務所　弁護士　中川　勘太

平成22年１月29日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（再）第１号

福岡市博多区那珂３丁目18番26号
再生債務者　グローバルスポーツ株式会社

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　福岡市中央区大名２―４―22新日本ビル５階佐藤・林法律事務所　弁護士　林　優

平成22年２月１日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（再）第２号

長崎市元船町10番１号
再生債務者　有限会社グローバルスポーツ長崎

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　福岡市中央区大名２―４―22新日本ビル５階佐藤・林法律事務所　弁護士　林　優

平成22年２月１日
福岡地方裁判所第４民事部

監督命令取消

平成１９年（再）第６号

盛岡市上厨川字横沼53番地２
再生債務者　株式会社工藤組

主文　平成19年10月22日にした監督命令を取り消す。

平成22年２月１日
盛岡地方裁判所第２民事部

決議に付する決定

平成２１年（再）第２号

札幌市中央区北３条西23丁目１番30号
再生債務者　山一建設株式会社

１　決議に付する再生計画案　平成21年11月30日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　書面投票
３　再生計画案に対する回答期間　平成22年３月２日まで

平成22年２月２日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（再）第４５号

大阪府高槻市大冠町３丁目５番14号
再生債務者　阿部　利一

１　決議に付する計画案　平成22年１月15日付け再生債務者提出の再生計画案
２　書面投票期間　平成22年２月26日まで
３　議決権不統一行使の通知期限　平成22年２月16日

平成22年２月１日
大阪地方裁判所第６民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２１年（再）第２号

奈良県桜井市安倍木材団地１丁目14番地の10
再生債務者　重坂商店こと　重坂　眞一

１　決議に付する再生計画案　平成22年１月28日付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成22年３月17日午後１時45分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成22年３月10日

平成22年１月29日
奈良地方裁判所民事部再生係

再生計画認可

平成２１年（再）第４２号

大阪市西区九条南４丁目１番18号
再生債務者　株式会社ファンデリック

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。

平成22年２月３日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再）第４３号

大阪府守口市文園町５番19号
再生債務者　青野スポーツ施設株式会社

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。

平成22年２月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再）第１号

大分県日田市元町190番地の２
再生債務者　合資会社横大商事

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年１月29日までに、書面による決議により可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。

平成22年２月１日　大分地方裁判所日田支部

再生手続終結

平成１７年（再）第３号

富山県射水市大江90番地
再生債務者　株式会社シーエフ

１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。

平成22年２月３日　富山地方裁判所高岡支部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成１９年（再）第６号

盛岡市上厨川字横沼53番地２
再生債務者　株式会社工藤組

１　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　盛岡市中央通１丁目11番17号第二大通ビル５階　セントラル法律事務所　弁護士　桝田　裕之
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法194条に定める事由がある。

平成22年２月１日
盛岡地方裁判所第２民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２１年（再イ）第２１７号

埼玉県飯能市大字虎秀542番地12
再生債務者　杉山　民雄

１　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年２月22日まで
４　一般異議申述期間　平成22年３月８日から平成22年３月15日まで

さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（再イ）第２０２号

埼玉県所沢市緑町４丁目28番36―503号
再生債務者　大隣　光憲

１　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年２月23日まで
４　一般異議申述期間　平成22年３月９日から平成22年３月16日まで

さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（再イ）第１０３号

静岡市駿河区津島町13番25―１号
再生債務者　瀧浪　　修

１　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年２月23日まで
４　一般異議申述期間　平成22年３月４日から平成22年３月16日まで

静岡地方裁判所民事第２部